

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月30日 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町宮之浦港東方沖 屋久島宮之浦港北防波堤灯台から真方位145° 350m付近 (概位 北緯30° 25.9′ 東経130° 34.8′)
事故の概要	引船第五十三栄伸丸は、起重機船68栄伸号と引船列を構成し、漂泊してえい航索を解らん作業中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五十三栄伸丸、19トン 260-33782岡山、株式会社栄伸海事工業 B 起重機船 68栄伸号、約1,958トン なし、株式会社栄伸海事工業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底外板の凹損等 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、その船尾部に長さ約30mのえい航索でB船を繋いで引船列を構成し、B船を宮之浦港東方沖にある防波堤の工事現場に係留する目的で、手動操舵により宮之浦港を出港した。 A船は、B船に係留する場所に近づいたので主機を中立運転として漂泊、船長がA船の船尾部でえい航索の解らん作業を行っていたところ、風に流されて海面下の消波ブロックに乗り揚げた。 A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.8mであった。 船長は、本事故当時、防波堤近くの海中に消波ブロックが仮置きされていることを知っており、目視で防波堤との距離を確認していたが、消波ブロックとの距離が十分になかったのではないかと本事故後に思った。
分析	A船は、B船と引船列を構成し、漂泊してえい航索の解らん作業中、付近の海中に消波ブロックが存在する状況下、消波ブロックとの距離が十分になかったことから、風に流され、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船と引船列を構成し、漂泊してえい航索の解

	<p>らん作業中、付近の海中に消波ブロックが存在する状況下、消波ブロックとの距離が十分になかったため、風に流され、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・海中障害物の付近で漂泊する場合は、障害物との距離を十分にとること。</li></ul>